国指定鳥獣保護区の変更及び特別保護地区の指定に係る 中央環境審議会諮問案件

1. 下北西部鳥獣保護区奥戸特別保護地区(指定)[183ha]

指定区分 希少鳥獣生息地の保護区

位 置 青森県下北郡大間町

存続期間 令和6年11月1日から令和26年10月31日まで(20年間)

指定目的 当該区域は、下北半島北西部の奥戸(おこっぺ)川上流域に位置し、ブナ 林及びブナ・ヒノキアスナロ混交林から成り、起伏の大きい山地、急峻な 渓谷が入り込む地形等を有している。

このような自然環境を反映して、環境省が作成したレッドリストに掲載されているクマタカ(EN)、ハヤブサ(VU)のほか、絶滅のおそれのある地域個体群の下北半島のツキノワグマ(LP)等の生息及び繁殖が確認されるなど、当該区域は希少鳥獣の生息にとって重要な区域となっている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

備考 区域を変更せず、再指定。

2. 下北西部鳥獣保護区下北西部特別保護地区(指定)[885ha]

指定区分 希少鳥獣生息地の保護区

位 置 青森県むつ市及び下北郡佐井村

存続期間 令和6年11月1日から令和26年10月31日まで(20年間)

指定目的 当該区域は、下北半島の西側に位置し、ブナ林及びブナ・ヒノキアスナロ混交林のほか、スギ及びカラマツ等の造林地並びに切り立った断崖海岸線、風衝地から成り、多様な植生及び地形等を有している。

このような自然環境を反映して、環境省が作成したレッドリスト 2020 に掲載されているクマタカ (EN)、ハヤブサ (VU) のほか、絶滅のおそれのある地域個体群の下北半島のツキノワグマ (LP) 等の生息及び繁殖が確認されている。

さらに、当該区域は、オジロワシ(VU)等の渡り性の猛禽類が北海道と本州を行き来する際の結節点であり、かつ、魚類、水鳥等を捕獲する餌場、渡りにおいて飛翔高度を確保する上で重要な崖地等を含み、これらの生息上重要な区域となっている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、鳥獣の保護 及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29 条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及び その生息地の保護を図るものである。

備考 区域を変更せず、再指定。

3. 北アルプス鳥獣保護区(変更(区域の拡張)) [109,989ha → 119,887ha]

指定区分 希少鳥獣生息地の保護区

位 置 富山県富山市、魚津市、黒部市、中新川郡立山町及び下新川郡朝日町 長野県松本市及び大町市

岐阜県高山市

存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで(10年間)

指定目的 当該区域は、富山県、長野県及び岐阜県の三県にまたがり、通称「北アルプス」と呼ばれる飛騨山脈に位置し、標高約300メートルの低地帯から約3,000メートルの高山帯までの標高差を有する。河川による浸食地形、火山地形、氷河地形等の特徴的な地形を含むとともに、植生は標高に応じて夏緑広葉樹林帯から亜高山帯へ、更に高山帯へと移り変わり、多様な自然環境から構成されている。これらの区域の大部分は中部山岳国立公園に指定され、良好な自然環境が維持されている。

このような自然環境を反映して、鳥類では、環境省が作成したレッドリスト 2020 に掲載されている絶滅危惧 I B類のライチョウ、イヌワシ及びクマタカ並びに絶滅危惧 II 類のサシバ、ハヤブサ等の生息が確認されている。中でも氷河期の遺存種といわれるライチョウの日本国内における数少ない生息地となっている。

なお、当該区域は、イヌワシ、クマタカ、サシバ、ハヤブサ等の多様な 猛禽(きん)類のほかに、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル等の 大型哺乳類が生息しているため、行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め多様 な鳥獣が生息する大規模生息地としても重要となっている。

このように、当該区域はライチョウやイヌワシを始めとする希少鳥獣の生息にとって重要な区域であることから、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

備考 区域を変更(拡張)して、更新。

4. 北アルプス鳥獣保護区立山特別保護地区(指定)[12,485ha]

指定区分 希少鳥獣生息地の保護区

位 置 富山県黒部市及び中新川郡立山町

存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで(10年間)

指定目的 当該区域は、当該鳥獣保護区北部の富山県に位置し、立山を中心とする 標高約600メートルから約3,000メートルの区域であり、高山帯、亜高山

帯及び夏緑広葉樹林帯に属している。

このような自然環境を反映し、環境省が作成したレッドリスト 2020 に掲載されている絶滅危惧 I B類のライチョウ、イヌワシ等の生息が確認されている。また、特に立山一帯は標高 3000m級の稜線から 2200m付近までライチョウの生息にとって重要である風衝地群落、ハイマツ群落及び雪田植物群落が広く発達していることから、大きななわばりが形成されており、日本で最大の連続したライチョウの分布域となっていることから当該鳥獣保護区の中でも特に重要な生息地となっている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息 する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

備考 区域を変更せず、再指定。

5. 北アルプス鳥獣保護区北アルプス特別保護地区(指定)[11,868ha]

指定区分 希少鳥獣生息地の保護区

位 置 富山県富山市

長野県大町市及び松本市

岐阜県高山市

存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで(10年間)

指定目的 当該区域は、当該鳥獣保護区中央部の富山県、長野県及び岐阜県の3県にまたがって位置し、槍・穂高連峰を中心とする標高約1,600メートルから約3,200メートルまでの区域であり、大部分が高山帯及び亜高山帯である。

このような自然環境を反映し、当該区域には、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B類のライチョウ、イヌワシ等の生息が確認されている。また、特に鷲羽岳、三俣蓮華岳等は、ライチョウの生息にとって重要である風衝地群落、ハイマツ群落及び雪田植物群落が散在しているためライチョウの生息数が多いと考えられることからその生息の中心になり得る地域であり、当該鳥獣保護区の中でも特に重要なライチョウの生息地となっている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息 する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

備考 区域を変更せず、再指定。

6. 北アルプス鳥獣保護区乗鞍特別保護地区(指定)[997ha]

指定区分 希少鳥獣生息地の保護区

位 置 岐阜県高山市

存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで(10年間)

指定目的 当該区域は、当該鳥獣保護区南端、岐阜県の乗鞍岳の標高約 2,200 メートルから約 3,000 メートルまでに位置し、大部分がハイマツ群落や高山草原群落から成る高山帯である。このような自然環境を反映し、当該区域には、環境省が作成したレッドリスト 2020 に掲載されている絶滅危惧 I B類のライチョウ、イヌワシ等の生息が確認されている。また、ライチョウの生息にとって重要である風衝地群落、ハイマツ群落及び雪田植物群落が広く発達しているため、ある程度の大規模個体群が生息する地域となっているとともに、他の主要な生息地から比較的強く隔離された地域であるため、分布域の確保の観点から特に重要な生息地となっている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息 する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

備考 区域を変更せず、再指定。

7. 中海鳥獣保護区中海特別保護地区(指定)[7,947ha]

指定区分 集団渡来地の保護区

位 置 鳥取県米子市及び境港市

島根県松江市及び安来市

存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで(10年間)

指定目的 当該区域は、鳥取県西部と島根県東部にまたがり、斐伊川水系の宍道湖の下流に位置し、境水道を通じて日本海につながる汽水湖であるため、淡水性及び海水性の両方の動植物が生息する多様な自然環境を有している。このような自然環境を反映して、ガンカモ類を始め300種以上の鳥類の生息が確認されている。特に、ガンカモ類は毎年約20,000羽が渡来する国内最大級の渡来地であり、その中でもコハクチョウは毎年1,500羽以上が渡来し、宍道湖と並び西日本最大級の集団渡来地である。

さらに、環境省レッドリスト 2020 に掲載されている絶滅危惧 I B類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧 II 類のオジロワシ及びツクシガモ等の希少な鳥類の渡来も確認されている。

中海鳥獣保護区で飛来数の多いキンクロハジロ、ホシハジロ及びスズガモ は中海の水域全体を、またコハクチョウ及びオナガガモは浅場を採餌の場 として利用しているほか、飛来する水鳥のほとんどがねぐらや休息の場と して広い範囲で水域を利用している。

以上のとおり、当該鳥獣保護区の大部分を占める水域は、水鳥にとって特に重要な区域であることから、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

備考 区域を変更せず、再指定。

8. 大東諸島鳥獣保護区大東諸島特別保護地区(指定)[234ha → 274ha]

指定区分 希少鳥獣生息地の保護区

位 置 沖縄県島尻郡北大東村及び南大東村

存続期間 令和6年11月1日から令和26年10月31日まで(20年間)

指定目的 大東諸島鳥獣保護区は、沖縄島から東へ約400 km の洋上に位置する隆起環礁による海洋島であり、海洋によって大陸や日本列島等の近隣地域から隔離されてきた地域である。北大東島及び南大東島は、いずれも海岸線は断崖で、中央部は盆地状で池沼が点在している。

このような隔離された自然環境を反映して、環境省レッドリスト 2020 に記載された絶滅危惧 I A類のダイトウオオコウモリの生息地となっているほか、鳥類では環境省レッドリスト 2020 に記載された絶滅危惧 II 類のダイトウコノハズクの生息地ともなっている。また、セイタカシギ、タカブシギ等の希少な鳥類やダイトウカイツブリ、ダイトウヒョドリ、ダイトウメジロ等固有の亜種を含む数多くの種が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、大池等の池沼の水面、その周辺の湿地及び森林はダイトウオオコウモリ及び希少鳥類の休息の場又は採餌の場として良好な環境となっている。森林のなかでも幕(はぐ)林(りん)と呼ばれる樹林帯は良好な環境が維持されており、ダイトウオオコウモリやダイトウコノハズクなど希少鳥獣の重要な生息場所である。

以上のとおり、当該区域は大東諸島鳥獣保護区の中でも希少鳥獣類の生息地として特に重要な区域として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

備考 区域を変更(一部縮小、一部拡大)し、再指定。